

平成29年度事業報告書  
(平成29年4月～平成30年3月)

I 研究事業

A. 研究事業

a-1. 企画研究

以下2件の企画研究の実施を決定し、研究費を支給した。

| テーマ           | 担当                  | 研究費支給額    |
|---------------|---------------------|-----------|
| ハニ族「民間的医家」の研究 | 欠端 實<br>冬月 律<br>李 静 | 450,000 円 |
| 菊地三郎翁研究       | 堀中 浩<br>木村実季        | 64,617 円  |

a-2. 個別研究

以下4件の個別研究に対して研究費を支給した。

| テーマ                       | 担当    | 研究費支給額    |
|---------------------------|-------|-----------|
| 内モンゴにおける近代学堂の創設と留学事業      | 横田 素子 | 300,000 円 |
| 知られざる郭沫若の諸事について           | 齊藤孝治  | 300,000 円 |
| 《高皇歌》から見るシェ族の発祥と遷移        | 李 静   | 120,000 円 |
| 近衛文麿の談話筆記「日支事変について」に関する考察 | 木村実季  | 50,000 円  |

B. 研究会、講演会等の開催

公開講座・上映会の開催

内 容：映像 『康熙帝還暦を寿ぐ北京の佳き日

—万寿盛典にみる清朝祝祭と市民生活』

映像 『北京の食文化 PART II』

お話 「康熙帝の生まれ育った北京という都市」

重森貝崙(バイロン) (中日文化研究所理事・文化記録映画監督)

日 時：2018年3月16日(金) 18:00～20:00

会 場：三鷹ネットワーク大学 A・B教室

参 加 者：15名

C. 所報、その他出版物の刊行

c-1. 紀要『中日文化研究所論文集第5号』を刊行した。

掲載原稿のタイトルは以下の通り。

(論文)

韓鳳麟に関する一考察

横田素子

雲南省峨山県彝族の瑪賀念神話

—中国にみる三輪山神話〈芋環の糸〉の風景—その2

百田弥栄子

(研究ノート)

新嘗・稻魂・聖樹 — ハニ族村落の現地調査記録(2)

欠端 實

- |      |   |      |
|------|---|------|
|      | 「中国社会主义経済」考（9） —「中国経済学」の課題—   | 堀中 浩 |
|      | 近衛文麿「東亜新秩序」と孫文「大アジア主義」との接点<br>（資料・論考）   | 木村実季 |
|      | 北京の食文化 PART II —映像完成台本<br>（論文）  | 重森貝崙 |
|      | 知られざる郭沫若の諸事について（4） —重慶<下>—<br>編集後記  | 齊藤孝治 |
| c-2. | 所報『中日文化研究第5号』を刊行した。<br>掲載原稿のタイトルは以下の通り。   |      |
|      | 中国の食 四都物語—北京・寧波・深圳・香港にみる食の特徴—   | 重森貝崙 |
|      | 中国少数民族の暮らしと文化<br>—「ハニ医術」継承者とのインタビューを中心に—  | 冬月 律 |
|      | 菊地三郎先生の前半生とその時代（上）  | 木村実季 |
|      | 中国の国際関係 —身近にみる日本との交流に関して—   | 麻生輝彦 |
|      | 勿頸の友、郭沫若と成仿吾のふれ合いについて（上）  | 齊藤孝治 |
|      | 編集後記  |      |
| c-3. | 『中国文化叢書第3号』として<br>『雲南から日本が見える —雲南の新嘗を手がかりに—』の刊行を行った。<br>『中国文化叢書第4号』として<br>DVD ブック『康熙帝還暦を寿ぐ北京の佳き日—万寿盛典にみる清朝祝祭と市民生活』<br>の刊行を行った。                  |      |
| c-4. | DVD 映像資料を図書館など教育機関等に販売した。<br>制作作品：中国絵巻物シリーズ『姑蘇繁華圖』、『清明上河圖』<br>中国の食文化シリーズ『乾貨の食文化』、『桑基魚塘』、<br>『北京の食文化 PART II』、湯島聖堂・原三七と冊子『中国菜』<br>販売委託先：岩波映像株式会社 |      |

D. その他  
特になし。

## II その他の事業

- ① 茨城県美浦村に所有する不動産の賃貸  
公益財団法人アジア・アフリカ文化財団に対して賃貸した。

以上

### 平成29年度 事業報告の附属明細書

「事業報告の内容を補足する重要な事項」の該当なし。